千葉市防犯カメラ設置補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　区長は、犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、町内自治会等が行う防犯カメラの設置に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該町内自治会等に対し補助金を交付する。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）防犯カメラ　専ら地域における犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の通り抜けがあり、その通行が管理者により認められている私道及び通り抜け可能で不特定多数の人が２４時間出入り自由に利用できる公園を含む。以下同じ。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。

（２）町内自治会　千葉市各区町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体（千葉市各区町内自治会連絡協議会設立以前に千葉市町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体を含む。）

（３）町内自治会等　町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）をいう。

　（補助対象事業、経費及び補助額）

第３条　補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす防犯カメラで、町内自治会等が設置するものとする。

（１）町内自治会等の区域を管轄する警察署との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。

（２）撮影された映像のうち、公道等の画像面積が２分の１以上であること。

（３）防犯カメラを取り付ける工作物等及びその敷地の所有者等の同意を得ているもの。

（４）専らごみ置き場を監視する目的で設置したものでないこと。

（５）設置箇所周辺の住民の理解が得られたものであること。

（６）地区連協が設置する場合にあっては、町内自治会の区域に属さない地域に設置するものであること。

２　補助金の対象経費及び補助額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 補助額 |
| １　防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費（防犯カメラ設置を明示するための看板設置経費を含む。モニター設置経費は除く。）  ２　防犯カメラを賃借する場合の設置初年度内の賃借に要する経費 | 対象経費の３／４に相当する金額（その金額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。ただし１台あたりの上限額を３０万円とする。 |

（交付の申請）

第４条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとする町内自治会等（以下「申請団体」という。）は、別に定める期日までに、防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第１号）を区長に提出するものとする。

　（交付の決定）

第５条　区長は、予算の額を超える複数の補助の交付申請があった場合は、別表に定める基準により各申請の内容を採点し、得点が上位の申請団体から順次補助金の交付決定をするものとする。補助事業の中止等により補助金の交付予定額が予算を下回ることとなった場合において、新たに交付決定をしようとするときも、同様とする。

２　規則第６条の規定による通知は、防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

３　規則第４条第３項による通知は、防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第３号）によるものとする。

（交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

（１）補助事業を変更する場合には、区長の承認を受けるものとする。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けるものとする。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告し、その指示を受けるものとする。

（４）補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにするものとする。

（５）取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

（６）取得財産を移設する必要が生じた場合又は破損するなどにより防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨とその後の対策について報告するものとする。

（７）補助事業の完了後、区長から要求のあったときは、補助対象となった設備の現況について報告するものとする。

（８）第４号から前号までに掲げる義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間とする。

（９）その他区長が必要と認める条件。

　（変更等の承認申請）

第７条　前条第１号又は第２号の規定による承認を受けようとするときは、防犯カメラ設置補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）を区長に提出するものとする。

（変更等の承認）

第８条　区長は、前条の規定による申請を受けたときは、すみやかに内容を審査し、決定した内容を防犯カメラ設置補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、補助事業終了後、やかに、防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第６号）を区長に提出するものとする。

　（額の確定通知）

第１０条　規則第１３条の規定による通知は、防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第７号）により申請団体に通知するものとする。

　（交付の請求）

第１１条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第８号）を区長に提出するものとする。

　（補助金の交付）

第１２条　補助金の交付は、前条に定める請求書を受理後、申請団体の指定する口座に振り込んで行うものとする。

（交付決定の取消通知）

第１３条　規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書（様式第９号）によるものとする。

（返還命令）

第１４条　規則第１８条第１項の規定による返還命令は、防犯カメラ設置補助金返還命令書（様式第１０号）によるものとする。

　（処分の制限）

第１５条　規則第２０条第２号及び第３号の規定により区長が定める財産は、１物品の取得価格が２万円以上の財産とする。

２　前項の財産について、規則第２０条ただし書きの規定により区長が定める期間は、防犯カメラにあっては５年間とし、その他の機器等にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

　（遵守事項）

第１６条　補助金の交付を受けた申請団体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）防犯カメラに異常がないか適宜点検し、必要な修理を行うなど設置者として責任をもって保守管理を行うものとする。

（２）維持管理する防犯カメラの台数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

（３）市が定める「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守した防犯カメラの管理運用規程を運用開始の日までに定め、当該管理運用規程に則った管理運用を行うものとする。

　（その他）

第１７条　市長又は区長は、防犯カメラの設置に関し、この要綱の施行に必要な限度において警察等の関係機関等へ意見照会等をすることができるものとする。

２　市長又は区長は、この要綱に基づき設置された防犯カメラの設置状況に関し、警察等の関係機関等と情報共有することができるものとする。

３　市長又は区長は、この要綱に基づき設置された防犯カメラの設置場所を公表することができるものとする。

　（補則）

第１８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月２２日から施行し、平成３０年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月２９日から施行し、平成３１年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年１月１日から施行し、平成３１年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度の予算に係る補助金から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、改正後の千葉市防犯カメラ設置補助金交付要綱第１７条第３項の規定は、改正前の千葉市防犯カメラ設置補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けて設置された防犯カメラについても適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度の予算に係る補助金から適用する。

別表　防犯カメラ設置補助審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 点数 |
| 犯罪発生件数（※１）の過去３年間の平均値（設置箇所の町丁別（※２）） | | |
| ３年前と直近年での犯罪発生件数の増加率（設置箇所の町丁別） | １～２５％ | ５ |
| ２６～５０％ | １０ |
| ５１％～ | １５ |
| 町内自治会設置 | 町内自治会として防犯パトロール隊を結成している場合 | ５ |
| 区域内に駅がある場合（隣接含む） | １０ |
| 区域内に小学校、中学校又は高等学校がある場合（隣接含む） | １０ |
| 地区連協設置 | 設置箇所周辺の町内自治会が防犯パトロールを結成している場合 | ５ |
| 設置箇所周辺の町内自治会の区域内に駅がある場合（隣接含む） | １０ |
| 設置箇所周辺の町内自治会の区域内に小学校、中学校又は高等学校がある場合（隣接含む） | １０ |
| 前年度に交付申請したが、第５条第１項の採点の結果、不交付決定となった場合 | | １０ |

※１　千葉県警察が町丁別の件数を公表している、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の町丁別の発生件数をいう。

※２　複数の町丁に設置する場合は、町丁ごとの犯罪発生件数に設置台数を按分して算出する。

様式第１号

　　年　　月　　日

（あて先）千葉市　　　区長

防犯カメラ設置補助金交付申請書

年度防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| （申請者）  団体名  代表者職・氏名  代表者住所  代表者連絡先 | （※）  　　　-　　　-　　　　　　　＠ |
| （※）記名押印又は本人が署名してください。  ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |
| 設置台数 | 台 |
| 設置に要する経費 | 円 |
| 補助申請額 | 円 |
| 設置箇所・仕様 | 添付の位置図・仕様書のとおり |
| 調達方法 | 購入　　・　　リース（リース期間　　か月） |
| 町内自治会会員又は  地区町内自治会連絡協議会員への事業説明 | 総会 ・ 総会に代わる方法（　　　　　　　　　　　）  により、事業の説明をし、承認を得ている。 |
| 警察との協議 | 千葉　　　　警察署生活安全課と犯罪抑止に効果的な  設置・撮影箇所、設置台数、仕様等について協議済（　　　　年　　　月　　　日完了） |
| 設置する町内自治会  又は設置箇所周辺の  町内自治会の区域（町丁） |  |
| 防犯パトロール隊の結成 | 有り（名称：　　　　　　　　　　　　　）・ 無し |
| 添付書類 | □収支予算書  □見積書（写）  □仕様書（写）  □位置図  □現況写真  □撮影範囲を示した平面図  □防犯カメラ設置について町内自治会内又は地区町内  自治会連絡協議会内で合意を得たことのわかる総会の  議事録（写）、回覧資料等  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

備考１　町内自治会等は、この要綱に定める内容を遵守し、防犯カメラの適切な管理・運用等を行うものとする。

２　町内自治会等は、防犯カメラの設置にあたり、表示用プレートやステッカーなどを設置し、防犯カメラ

が設置されていることをわかりやすく表示するものとする。

３　町内自治会等は、この要綱に基づき設置された防犯カメラに関し、警察等の関係機関等から求めがあった

際に、情報提供することに同意するものとする。

様式第２号

千葉市指令　　　第　　　号

団体名

代表者住所

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　様

防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付で申請のありました　　　　年度防犯カメラ設置補助金交付申請について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

千葉市　　　区長

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件　　千葉市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定を遵守すること

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

千葉市指令　　　第　　　号

団体名

代表者住所

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　様

防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書

　　　　　　　年　　月　　日付で申請のありました　　　　年度防犯カメラ設置補助金交付申請について、次のとおり交付しないことを決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第４条第３項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市　　　区長

記

１　不交付とする理由

２　その他

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

防犯カメラ設置補助金変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市　　　区長

　　　　　　年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市防犯カメラ設置補助金交付要綱第７条の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申請者）  団体名  代表者職・氏名  代表者住所  代表者連絡先 | （※）  　　　-　　　-　　　　　　　　　　＠ | |
| （※）記名押印又は本人が署名してください。  ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 | |
| 事業内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 金額 | 円 | 円 |
| 変更（中止・廃止）の理由 |  | |
| 添付書類 | ※変更（中止・廃止）に伴う関係書類等を記入し、添付してください。 | |

様式第５号

千葉市指令　　　第　　　号

団体名

代表者住所

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　様

防犯カメラ設置補助金変更（中止・廃止）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました防犯カメラ設置補助金について、補助事業の変更（中止・廃止）を承認し、次のとおり決定したので、千葉市防犯カメラ設置補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市　　　区長

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更（中止・廃止）前 | 変更（中止・廃止）後 |
| 交付決定額 | 円 | 円 |
| 補助事業の内容 |  |  |

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

年　　月　　日

（あて先）千葉市　　　区長

防犯カメラ設置補助金実績報告書

　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　　第　　　号により交付決定のあった防犯カメラ設置補助金について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申請者）  団体名  代表者職・氏名  代表者住所  代表者連絡先 | （※）  　　　-　　　-　　　　　　　＠ | |
| （※）記名押印又は本人が署名してください。  ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 | |
| 設置した防犯カメラ | 数量 | 金額 |
| 台 | 円 |
| 添付書類 | □収支決算書  □領収書（写）  □設置工事等の契約書（写）  □設置後の現況写真  （防犯カメラと表示用プレート等を写したもの）  □設置した防犯カメラにより撮影された画像  □防犯カメラ管理規程（写）  □電柱共架の契約書（写）（※電柱に設置する場合のみ）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

様式第７号

千葉市達　　　第　　　号

団体名

代表者住所

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　様

防犯カメラ設置補助金額確定通知書

　　　　　年　　　月　　　日付防犯カメラ設置補助金実績報告書により　　　　年度防犯カメラ設置補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

千葉市　　　区長

１　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助事業の経費精算額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

年　　月　　日

（あて先）千葉市　　　区長

防犯カメラ設置補助金交付請求書

　　　　年　　　月　　　日付千葉市達　　　第　　　号により確定通知のあった防犯カメラ設置補助金について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| （申請者）  団体名  代表者職・氏名  代表者住所  代表者連絡先 | （※）  　　　-　　　-　　　　　　　＠ |
| （※）記名押印又は本人が署名してください。  ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |
| 補助金交付請求額 | 円 |

様式第９号

千葉市達　　　第　　　号

団体名

代表者住所

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　様

防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書

　　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　　第　　　号により通知した防犯カメラ設置補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

千葉市　　　区長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 取消額 | 円 |
| 取消後の交付決定額 | 円 |
| 取消の理由 |  |

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１０号

千葉市達　　　第　　　号

団体名

代表者住所

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　様

防犯カメラ設置補助金返還命令書

　　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　　第　　　号により交付決定通知した防犯カメラ設置補助金について、千葉市補助金等交付規則第１８条第１項の規定により、次のとおり返還を命じます。

　　　　　年　　月　　日

千葉市　　　区長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助金の既交付額 | 年　　月　　日交付　　　　　　　円 |
| 補助金の交付確定額 | 円 |
| 返還すべき金額 | 円 |
| 返還時期 | 年　　月　　日まで |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 |  |

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。